

仙台市子育てふれあいプラザ泉中央（のびすく泉中央）ホール利用規定

平成 25 年 3 月 8 日 作成

1 供用時間

午前 10 時～午後 9 時 30 分

- ・準備の必要がある場合に限り、午前 9 時から貸し出しを行う。職員の出勤時間が午前 9 時であるため、その時間からの利用開始となる。
 - ・開館時間が 10 時なので開始時間は、10 時 15 分以降とする。
 - ・終了時間の午後 9 時 30 分は撤収作業を終了して退館する時間である。ホールでの公演は午後 9 時までには終了すること。
- ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更する事ができる。

2 休館日

ホールを利用できない日（休館日）は次の通り。

- ・月曜日（祝日に当たる日を除く。）
- ・祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日、祝日に当たる場合は開館）
- ・12 月 29 日から 1 月 3 日
- ・その他市長が必要と認める日

3 利用許可の手続き

利用許可を受けようとする者は、利用申込書を提出して市長（指定管理者）に申請を行う。

4 利用区分

利用区分は、次の 4 つに区分される。

- 1 生徒 小学生、中学生及び高校生が主体となって自主的に構成された団体（部活動、ジュニアリーダーも含む。）。団体であることが必須（承認には団体登録が必要）。
- 2 子育てに関する事業を行う者 子育て支援団体、育児サークル等団体であることが必須（承認には団体登録が必要）。なおかつ演目が子育て支援に関する内容であることを必須の条件とする。
- 3 優先団体 社会福祉法人、学校法人、地方公共団体、仙台市の外郭団体、子どもに関係する公益活動を行う団体（仙台市又は仙台市教育委員会が育成又は支援する団体（仙台市又は仙台市教育委員会が育成又は支援する団体（PTA、子ども会、子育て支援団体など）に限る。）

4 一般団体

5 利用の条件

利用が可能な者は、3 人以上で構成され、かつ団体名を有する団体とする。（必要に応じ、活動の内容が確認できる資料の提示を求める。）。個人での利用は認めない。

子育てに関する事業を行う者として申し込む場合は他の団体との共催は認めない。

6 使用申込みの開始時期と締切日

- 1 生徒又は子育てに関する事業を行う者が利用する場合 利用日の属する月の 7 月前の月の 2 日から利用日の 7 日前までの期間
- 2 優先団体が利用する場合 利用日の属する月の 7 月前の月の 15 日から利用日 7 日前の日までの期間
- 3 一般団体 利用日の属する月の 6 月前の 1 日から利用日の 7 日前の日までの期間

4 中高生の練習の利用に限っては、利用日 6 日前の日から、利用日当日の利用開始 1 時間前まで申し込み可とする。なお、年 2 回行われるバンド委員会に参加した団体については、利用日当日の利用開始 30 分前まで申し込み可とする。

7 抽選の申し込み

生徒・子育てに関する事業を行う者が利用する場合、利用日の 8 月前の 15 日からその月の月末までの間に抽選の申し込みをすることができる。抽選は、翌月の 1 日に行い、抽選結果を当日の 17 時に公表する。

8 申込み受付時間

開館日の午前 10 時から午後 6 時 30 分まで

9 申込みの手続き

- ・申請者が直接来館の上、申込みの手続きを行う。
- ・電話、郵便での受付は不可とする。ただし、2 回目以降の利用となる者については、FAX での申込みも可とするが、到着日翌日の午前 10 時受付の取り扱いとする。
利用申込書を受け付けた時点で、仮押さえの取り扱いとする。

10 仮承認

利用申込書を受け付けてから 10 開館日以内に館長、副館長による審査を行い、適当と認められれば仮承認として仮承認書と請求書を発行する。

11 使用の承認と使用料

請求書発行日の 2 週間後までに請求書による入金を依頼する。入金方法は、持参又は振込とする。入金を確認した時点で使用承認書を交付し本申込みの取り扱いとする。この期間内に入金がない場合、仮承認は取り下げと見なす。

付帯設備使用料は、当日支払いとする。

12 後納払い申請

公費での支払いの場合等利用料を事前に納入できない理由があるときは、後納払い申請書の提出を求める。その場合、ホール利用後 2 週間以内の支払いを求める。

13 利用期間の制限

ホールは引き続き 5 日を超えて利用する事はできない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

14 利用取りやめ(キャンセル)の申出

利用を取りやめようとするときは、利用取りやめ申出書を提出しなければならない。利用料を納入した後キャンセルした場合は、規程により利用料を返還する。

15 利用料金の返還

利用取りやめによる返還金は以下の通りとする。

- ・利用日の 2 月前の日まで 利用料の 80%
 - ・利用日の 2 月前の日の翌日から 14 日前の日まで 利用料の 50%
 - ※利用日の 13 日前から当日の利用取りやめについては、利用料の返還は行わない。
 - ※天災その他施設の事情による利用の取り消しは利用料の全額返還となる。
- 返金は、銀行口座への振込とする。振込手数料は、申し込み者の負担とする。

16 利用料金

利用料金については、別紙のとおりとする。

※入場料の定義

入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいう。

入場料の額面に段階がある場合は、当日料金を含め最高の入場料額に相当する使用区分での利用となる。また、リハーサル時間についても、本番との連続使用の場合は、本番の入場料区分が適用される。

17 付帯設備の利用料金

付帯設備の料金は、別紙のとおりとする。

付帯設備の精算は、使用当日終了後に現金での支払いで行うものとする。

18 特別の設備を必要とする場合の手続き

ホールを利用するに当たって、特別の設備を設け、または備付けの物品以外の機器を利用する場合は、その設備又は機器の種類及び内容を記載した仕様書を市長（指定管理者）に提出し、その承認を受けなければならない。

19 複数の日を連続して使用する場合

機材や道具をそのままの状態ですべての日まで設置することは可とするが、会場確保のため、当日については午後 9 時 30 分まで、かつ翌日については午前 10 時から継続して予約を行うものとする。

ただし、動産保険には加入していないため、主催者側の責任で管理を依頼する。

20 利用時間の計算

利用時間の計算は、毎時正時から行うものとし、端数時間は切り上げる。（午後 9 時から午後 9 時 30 分までの利用については、1 時間当たりの金額で計算する。）

21 利用許可をしない場合

- ・ 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- ・ その他、管理上支障があると認められるとき
- ・ 本施設は、「暴力団の利益となる使用」については、許可しないものとする。

許可をした後に、「暴力団の利益となる使用」であることが判明した場合は、許可を取り消し、又は使用を停止するものとする。なお、暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定にあたり、必要と認める場合には、県警に照会する場合がある。

22 利用権の譲渡等の禁止

使用承認を受けた施設及び設備について、使用目的以外での使用及び利用権の譲渡、転貸は禁止する。

23 利用許可の取消し等

利用者が次のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- ・ 使用の目的又は、使用の条件に反するとき
- ・ 災害その他の事故により、ホールの使用が不可能となったとき
- ・ 不正な手段によって、使用の許可を受けたとき
- ・ その他、利用が不相当であると認めるとき

24 物品の販売の承認

会場内、ロビーで物品の販売を希望する場合は事前の承認を必要とする。その内容は、主催事業に付随するもの、参加者の便宜を図るものに限ることとする。

25 利用日時の変更

利用日時を変更したい場合は、変更申請書を提出すること。

使用承認を受けた後の使用日、時間の変更は、1回に限りとする。使用日の1ヶ月前までに使用変更届けを提出すること。ただし、変更後の使用料がすでに納めた金額より少ない場合でも返金しない。

26 利用内容の変更

利用内容の変更はできない。